

令和元年第3回定例会 一般会計予算・決算審査特別委員会（第2日目）
総務文教分科会審査記録

- 1 日 時 令和元年9月12日（木） 午前10時34分
- 2 場 所 市役所 第一委員会室
- 3 議 題 議第119号 令和元年度村上市一般会計補正予算（第7号）
議第123号 平成30年度村上市一般会計歳入歳出決算認定について
- 4 出席委員（8名）
- | | | | |
|-----|-------|----|--------|
| 1番 | 鈴木好彦君 | 2番 | 高田晃君 |
| 3番 | 小杉和也君 | 4番 | 板垣一徳君 |
| 5番 | 嵩岡輝夫君 | 6番 | 佐藤重陽君 |
| 8番 | 小杉武仁君 | 9番 | 鈴木いせ子君 |
| 委員長 | 大滝国吉君 | | |
- 5 欠席委員
なし
- 6 委員外議員
- | | | |
|-------|-------|--------|
| 渡辺昌君 | 鈴木一之君 | 竹内喜代嗣君 |
| 木村貞雄君 | 山田勉君 | |
- 7 地方自治法第105条による出席者
議長 三田敏秋君
- 8 オブザーバーとして出席した者
なし
- 9 説明のため出席した者
- | | |
|--------------|-------------|
| 副市長 | 忠聡君 |
| 教育長 | 遠藤友春君 |
| 学校教育課長 | 菅原明君 |
| 同課教育総務室長 | 船山幸文君（課長補佐） |
| 同課教育総務室係長 | 中村繭子君 |
| 同課学校施設係副参事 | 園部裕昭君 |
| 同課村上教育事務所長 | 五十嵐忠幸君 |
| 同課荒川教育事務所長 | 土田孝君 |
| 同課山北教育事務所長 | 渡辺律子君 |
| 生涯学習課長 | 板垣敏幸君 |
| 同課課長補佐 | 加藤涉君 |
| 同課社会教育推進室長 | 太田秀哉君（課長補佐） |
| 同課社会教育推進室係長 | 鈴木恵美君 |
| 同課スポーツ推進室長 | 永田満君（課長補佐） |
| 同課文化行政推進室長 | 吉井雅勇君（課長補佐） |
| 同課文化行政推進室係長 | 竹内裕君 |
| 同課教育情報センター長 | 大倉佳代君（課長補佐） |
| 同課教育情報センター係長 | 高橋章宏君 |
| 総務課参事 | 長谷部俊一君 |
- 10 議会事務局職員

局 長 小 林 政 一
次 長 内 山 治 夫

(午前10時34分)

特別委員長(大滝国吉君)開会を宣する。

○当特別委員会の審査については、当特別委員会に設置した総務文教分科会の所管事務について審査することとし、同分科会の審査については、分科会の会長には総務文教常任委員長が、副分科会長には総務文教常任副委員長が就任し、議事運営することとした。

分科会長(鈴木いせ子君)総務文教分科会の開会を宣する。

○本日の審査は、議第119号の総務文教分科会所管分について審査した後、議第119号の総務文教分科会所管分について賛否態度の取りまとめを行う。

日程第3 議第119号 令和元年度村上市一般会計補正予算(第7号)のうち当分科会所管分を議題とし、担当課長(学校教育課長 菅原 明君、生涯学習課長 板垣敏幸君)から歳入の説明を受けた後、歳入についての質疑に入り、歳入についての質疑終了後、歳出についての説明を受けた後、歳出についての質疑に入る。

歳入

第14款 国庫支出金

(説明)

学校教育課長 それでは、9Pと10Pのほうお願いいたします。14款1項4目教育費国庫負担金の1節教育総務費負担金である。内訳は説明欄になる。1番目、子育てのための施設等利用給付費負担金580万8,000円の新規の歳入をお願いするものである。幼児教育無償化に伴う私立幼稚園利用分と預かり保育料分に係る国の負担金である。国の負担率のほうは2分の1である。続いて、14款2項5目教育費国庫補助金の1節教育総務費補助金である。内訳は説明欄になる。1番目、子ども・子育て支援交付金15万円の新規の歳入をお願いするものである。幼児教育無償化に伴う私立幼稚園の副食費の給付事業に係る国の補助金である。補助率のほうは、経費のほうの3分の1になる。

第15款 県支出金

(説明)

学校教育課長 続いて、その下なのだが、15款1項5目教育費県負担金の1節教育総務費負担金、内訳は説明欄のほうになる。1番目、子育てのための施設等利用給付費負担金290万4,000円の新規の歳入をお願いするものである。こちらのほうは、今度は県のほうの負担金である。負担率は、経費の4分の1になる。続いて、次のページになる。15款2項6目教育費県補助金の1節教育総務費補助金である。1番目、子ども・子育て支援交付金15万円と2番目、子ども・子育て支援事業費補助金52万円の新規の歳入をお願いするものである。1つ目は、今度は県の副食費のほうの県の補助金である。補助率は3分の1になる。2つ目の補助金については、幼児教育無償化に係る消耗

品等の事務費のほうの補助金になる。

第20款 諸収入

(説明)

学校教育課長 では、20款お願いいたす。20款6項6目雑入の9節教育雑入である。1つ目の学校給食米負担金166万6,000円の減額をお願いするものである。現在市内小・中学校の給食では、学校給食米に岩船産コシヒカリを使用している。新潟県学校給食会のほうから給食米のほう仕入れているけれども、岩船産コシヒカリと県内産のコシイブキとコシヒカリのブレンド米である統一米というのが学校給食会で取り扱っているのだけれども、その差額について今までは市と2つの農協のほうで折半して負担してきていたけれども、農協さんのほうから今年度から負担ができないというお話があって、将来の消費者になる子どもたちへの地元ブランドである岩船産コシヒカリの給食米の補助なので、粘り強く継続をお願いはしてきたが、今年度から負担ができないということになって、今回歳入のほうの減額補正をお願いするものである。済みません、20款のほうについては以上になる。

歳入

第14款 国庫支出金、第15款 県支出金、第20款 諸収入

(質疑)

板垣 一徳 今課長、その最後の説明で農協が何、協力できないとか納めることができなくなったとか、何やっている。

学校教育課長 農協のほうの2つの農協あって、それぞれ理由は、国の減反政策が影響が大きいという形で農協のほうから聞いている。今までは、減反政策の中のところに給食米のほうをつくる形の枠があったという形のものを聞いていて、それがなくなったために負担できないというのが大きいという話をちょっと伺っている。

板垣 一徳 副市長に聞く。これ、減反田で岩船米をして学校給食にしていることは私どもも承知している。それがなくなったから納められないということは、いわゆる給食米の買い取り値段と農協が出荷する値段との値段の違いが出てきたと、こういうふうな受けとめ方なのか。

副市長 米の生産調整がされていた時代は、確かに一つの取り組みとしてあったわけであるので、その価格の単価には差があったものというふう在接受とめている。その差を埋め切れなくなったというのが大きな理由にはなっているかと思う。それから、管内には2つのJAがあるけれども、一つのJAのほうから最初そういった申し出があって、そうすれば片一方負担なし、片一方からということについては、いわゆるそれは少し平等性に欠けるのではないかなということ、こういったような処理をさせていただいたということである。

板垣 一徳 議員一人一人が一般質問でも、委員会でもいわゆる地元産米あるいは地元の野菜、特に使っていただきたいということを常々議会でも議論しているよね。それが県のお名前ではそれは安全性はあるとしても、その辺は少し交渉して骨折ってもできないものなのか。

副市長 歳入の減額をお願いしているけれども、歳出については、これまでと同様の予算措置が講じられているので、今年度においては、地元産のコシヒカリを100%供給することは可能である。ただ、来年度に向けて、先ほど担当課長も申し上げたように交

渉を続けているので、これは金銭的な負担をお願いするのか、あるいは別な方法がとれるのか。別な方法がとれるのであれば、そういったことを踏まえつつ、これまでと同様に地元のもを子どもたちにも食していただけるように努力してまいりたいというふうに思う。

佐藤 重陽 ちよつと確認させていただきたいのだけれども、国庫支出金では要は子どもの幼稚園、保育園の無償化についての今回歳入になるわけだけれども、国で2分の1、県で4分の1、市が4分の1の負担になるのだよということの内訳と考えていいよね。

学校教育課長 国のほうが2分の1で、県が4分の1、そして市のほうが4分の1ということになる。

〔委員外議員〕

(「なし」と呼ぶ者あり)

歳出

第10款 教育費

(説明)

学校教育課長 それでは、歳出についてご説明いたす。27Pと28Pのほうお開きください。10款1項2目事務局費である。補正額や内容については、説明欄のほうでご説明いたす。1つ目、教育委員会事務局経費、各種大会出場選手派遣旅費等補助金150万円の増額補正をお願いするものである。今年度から中学校の部活動の大会が、郡市大会がなくなって下越大会から始まることになった。会場が広範囲となって、当初見込んでいた借り上げバス代が不足することになった。また、佐渡市も下越地区のほうに入ったことで、フェリー代や宿泊費が必要になったという競技もあって、今回補正のほうをお願いするものである。2つ目、教育委員会事務局職員人件費の時間外86万1,000円の増額補正をお願いするものである。幼児教育無償化に係る時間外勤務手当とあともう一つ、今回地震のほうで災害復旧等対応させていただいた分で、今までちよつとおくれぎみになっている通常業務での業務の今後見込まれる業務について、今回全体のほうを見込んで今回の9月補正でお願いしたいというものである。続いて、10款1項3目教育振興費のほうである。補正額や内容については、説明欄のほうで説明している。1つ目、教育振興経費1,243万6,000円の増額補正をお願いするものである。幼児教育無償化に係る歳出のほうの項目になる。内訳は消耗品が10万円、子育てのための施設等利用給付費が1,161万6,000円、そのほか実費徴収等に係る副食費の補助金になるが、そちらのほう72万円になる。それでは、10款2項1目学校管理費のほうである。説明欄のほうをお願いする。小学校費職員人件費の時間外手当6万9,000円の増額補正をお願いするものである。続いて、10款3項1目、中学校の学校管理費のほうになる。説明欄のほうの1番目、中学校費職員人件費である。時間外手当のほう、5,000円の増額をお願いするものである。10款3項については以上になる。

生涯学習課長 それでは、10款4項1目社会教育総務費である。1、社会教育総務費職員人件費については115万2,000円の増額だ。これは、6月18日の地震災害への対応と、災害対応により生じた通常業務の遅延への対応によるものである。続いて、10款4項2目社会教育振興費、1の文化芸術振興経費であるが、380万8,000円の増額だ。文化講演事業委託料は、本市にゆかりのある小和田恒氏の講演と、音楽家でこの春この春

開校した神林中学校の校歌を作詞作曲された平井李枝氏のコンサートのコラボ企画を行う事業費である。お二方とも相互につながりがあるから、かつ村上市にゆかりがあることから、今回の事業企画に至ったものである。次に、各種会議等負担金30万8,000円については、今回実施する国民文化祭の特別連携事業として追加となった町屋の大華展、屏風まつりに併設されて行われるお花の大華展であるが、こちらのほう支援するため、国民文化祭実行委員会へ負担金を追加をお願いをするものである。続いて、10款4項4目図書館費である。1、図書館職員人件費は7万6,000円の増額である。これは、職員人件費の調整に伴う増額である。続いて、10款4項5目文化財保護費、1、市内遺跡埋蔵文化財発掘調査事業経費であるが、経費全体での増減ないが、史跡村上天跡の土地購入費について、近傍類似価格を参考にして当初予算に計上させていただいたが、不動産鑑定の結果、見込みより価格が高く評価されたため、不足分の増額をお願いするものである。また、これに伴う不動産売買手数料についても増額となるため、8,000円の増額をあわせてお願いするものである。工事費525万8,000円の減については、事業の文化庁のシーリングによって、史跡平林城跡土塁修復工事費が減額となったため、減額としている。2、文化財保護費職員人件費については、39万8,000円の増額だ。これは、同じく6月18日の地震災害への対応、それから災害対応により生じた通常業務の遅延への対応、並びに今回の国民文化祭関係業務に係る職員人件費である。続いて、10款4項6目社会教育施設費、1の教育情報センター経費については、60万円の増額である。こちらのほうの修繕料については、既決修繕料に不足が見込まれることから、今回増額をお願いするものである。続いて、10款5項1目保健体育総務費、1、保健体育総務費職員人件費である。472万9,000円の増額である。こちらについては、4月1日からスポーツ推進室の事務所がスケートパークに移転をいたした。この移転作業における時間外の増及び5月10日から12日に開催された日本スケートボード選手権大会に伴うスタッフ、それから職員の人件費、加えて6月18日の地震災害への災害対応に対し生じた通常業務の遅延への対応というようなこと、あわせて今回山北総合体育館フロア、そしてのり面の被災があって、その災害復旧工事への対応というような要因が重なって増額となったものである。続いて、10款5項2目保健体育施設費、1、体育施設経費であるが、68万8,000円の増額である。これは、荒川総合体育館給水管の漏水が発生しているため、配管の布設がえを行うもので、既設予算に不足が生じることから追加をお願いするものである。最後、村上市スケートパーク経費であるが、41万4,000円の増額である。これについては、スケートパークの土曜、日曜、祝祭日午後から終了時間までの8時間について、施設管理業務を職員の負担軽減を図るということで業務委託をするという予定をしているので、その分を追加をお願いをするものである。以上だ。

学校教育課長 10款5項3目学校給食費、こちらについては、歳入のほうでご説明させていただいたが、補正額の財源内訳の欄、29Pの一番下になるが、特定財源のほうから一般財源のほうの財源更正になる。以上だ。

歳出

第10款 教育費

(質 疑)

佐藤 重陽 28Pの事務局経費の中の各種大会出場選手派遣旅費等補助金、ことしから各種大会

の会場が散らばるので、バスの補助だとかフェリー、宿泊だとかと、こういう話だけれども、こういう部活の助成というかあれば、下越大会からやっているのか。大会は関係なく、その距離や何かで補助したり何かしているのか。

学校教育課長 中学校の部活動の大会の補助については、郡市大会のほうからあった。今回郡市大会がなくなったということで、下越大会から始まるので、運動部だとそれぞれのところでの大会が下越大会が初めの大会という形になって、バスのほうとかいう形の経費が発生するという形になった。

佐藤 重陽 いや、それ俺すごい思い違いしていたのだけれども、何行ったとき、よその中学校、市では大会みんな遠征費や何か応援してくれるのだと言っていたから、いや、いいな、村上どうなっているのだろう。村上も、県大会あたりからだとは思っていたけれども、では基本的には今郡市大会はなくなったけれども、下越大会からバスの運行だとか、その遠征費の補助なんかはしていたと、こういうことだね。

学校教育課長 郡市大会については、スクールバスがあるので、そちらのほうを利用する競技のほうは多かったと思うけれども、今回は下越大会からということで、スクールバスだけでは対応できない競技もあった。

(何事か呼ぶ者あり)

鈴木分科会長 課長から。

学校教育課長 失礼した。中体連のほうの大会、郡市大会がことしからなくなって、初めの大会が下越大会からになったということである。

鈴木分科会長 後でゆっくり聞いてくれ。

佐藤 重陽 わかった。

高田 晃 30P、さっき保健体育総務費の人件費だ、時間外の関係。課長から説明があって、大体理解したのだが、昨日の総務文教委員会、決算委員会の中でもちょっと聞いたら、やっぱり時間外が非常に多くなってきている。この最大の理由は、6月18日以降の災害対応というふうなことを聞いた。今この470万円何がしの時間外出ていて、災害の関係の話もあった。ただ、スケートパークの関係で、やはり連休対応あるいは夜間対応、あそこ交代制をとっているようだけれども、その部分でこの472万9,000円のうち、その対応でどのぐらい時間外発生しているのか。

生涯学習課長 細かい数字については、ちょっと積算していないので、イメージというか、つかみという感じになるかと思うのだけれども、このスケートパーク4月からオープンさせていただいたが、現在シフトを組んで職員のほうもやっているが、オープン当初なかなかシフトで動くということができなかったのも、全員体制でオープン当初はやった。それが5月いっぱい全員体制ということで、シフト体制ではなくて対応させていただいた。そういうこともある。その辺のところでは時間外が想定よりも多かついたというふうな部分があるし、一応6月からはシフトを組んでやらせていただいているけれども、実際のところ視察だとかいろんな取材関係等々来ていて、基本的には職員3人プラス臨時職員という形で、日中5人で対応しているという形になるが、なかなかそれでは対応できなくて、週休の職員がまた出てきて対応とかというふうな部分があるから、金額的にちょっと今幾らというふうには申し上げられないが、かなり予定していたものよりはそのスケートパークにかかわる運営についての時間外というのが多く発生しているというような状況である。

高田 晃 オープンしたばかりの施設なので、いたし方ないかなという部分はある。ただ、この金額的なことを私心配しているのでなくて、いわゆる休みがとれないで時間外対

応していると。シフトを組んでも、なかなかそのシフトどおりにいかないということになると、職員の皆さんの健康面とか精神面とか、そういう部分で余り負担にならないようないわゆる労働条件を改善していかなければいけないのではないかなというふうに思ったものだから、ちょっと心配でお聞きした。

生涯学習課長 大変ありがとうございます。この件に関しては、スポーツ推進室だけでなく、生涯学習課全体の体制として、ほかの部の、室の職員も休日等のシフトに応援で入ったりとかというふうな形で、できるだけスポーツ推進室のほうの職員の負担軽減を図っている部分もあるし、今回歳出のほうでも細部をお願いしたが、ある程度職員でなくても対応できる部分の業務、監視業務だ。こちらのほうを今回業務委託という形で委託をしながら、職員のほうの負担軽減も図りたいというようなことで今回補正のほうもお願いしている。

佐藤 重陽 30P、生涯学習課長になると思うけれども、文化芸術振興経費あるね、380万8,000円。先ほど説明聞いたのだが、これそのものが小和田さんと平井さんのカップリングで講演、演奏会をやった、こういうことだけれども、国民文化祭や何かの関係にこれそのものが乗っていると、こういうことか。

生涯学習課長 国民文化祭と直接この今回の事業については結びついてはいない。今回この事業については、先ほど申し上げたが、小和田氏とそれから平井氏のつながりも村上のほうにあるし、新しい令和の時代に入って、これから若い子どもたちだとか、そういう未来に向かって国際的な視野も広げていただきたいというようなことで、今回お二方に講演とこのコンサートを企画したということである。

佐藤 重陽 では、会場はどこでやるわけか。

生涯学習課長 今予定であるが、令和2年の3月1日日曜日に、村上市民ふれあいセンターを会場に開催したいというふうなことで計画をしている。

佐藤 重陽 いいのだけれども、いや、何かちょっとうんと思ったのは、普通だとこれこういう形だとふれあいセンター、財団主催の事業になるのかなという気も課長の話を聞いていとしなくてもないのだけれども、これが直接教育委員会として主催すると。館主催というのは、もしかしていや、全然ないのだ。落語やる、いろんなのやるけれども、みんな実はあれは生涯学習課が主催なのだと言えればそれまでだけれども、私はそういうふうにとっていないくて、ああいうものは館主催なのか。いわゆるふれあいセンターだとか、朝日の文化会館だとかの主催で館主催事業としてやっていることが多かったのかなと思っていたのだけれども、このものはあえてその市で主催するというふうにするのか、それともこれもそのうちにふれあいセンターだったらふれあいセンターと決まれば、ふれあいセンターの主催事業、所管事業に変わっていくのか、その辺どうなのだろうか。

生涯学習課長 前段として、主催事業の件であるが、ふれあいセンターについても文化会館等についても、それぞれの施設の主催事業というのは幾つかある。ふれあいセンターについても、ふれあいセンターが自主事業ということで、幾つかの事業を例年開催している。また、市のほうから委託を受けて、市の事業であるが、ふれあいセンターが委託を受けて実施しているという事業も幾つかある。今回のこの文化芸術振興事業についても市の主催であるが、ふれあいセンター、イヨボヤ開発公社さんのほうに委託をして、実質的には事業運営というか、そちらのほうについては、イヨボヤの里開発公社で市民ふれあいセンターのほうが事業主体となってやっていただくという想定である。

佐藤 重陽 わかった。何か小和田さん、平井さんのカップリングだから、あえて市が主催でその委託に出そうということのかなというふうに理解すればいいのかなというふうに聞き取った。そして、あわせて続いて先ほど高田委員からもちょっと出たところだけれども、保健体育の職員人件費の時間外のやつだけれども、これ当然月ごとというか、年度ごとにわかるように最終的にはなるのだろうかけれども、このスケートパークに係るものが大きいということであれば、スケートパークにかかる体制、費用の見直しなんかも当然年度ごとのものが出てくるのだろうかから、やはりその辺のところ、スケートパークに係るものはスケートパークに係るということで、その人件費も含めて詳細が常に出せると。ここに示せということではなくて、担当課としてわかるような状態をつくっておいてもらったほうがいいのかなというふうに思うが、その辺のところは大丈夫だろうね。

生涯学習課長 施設の維持管理については、皆様方からもいろいろとご心配いただいているところであって、施設の維持管理経費についても、月ごとの集計をとって管理をさせていただいているし、人件費に関しては、今職員が直営という形でやっているのだから、なかなかその経費のほうには見えてこない。そういうことで、今ほど重陽委員のほうからもご指摘あったが、その辺の部分、人件費相当部分についても管理をしながら、将来的には指定管理等々も見据えながら維持管理というものを考えていく必要があるかというふうに考えているので、総合的にその辺のところは管理をしていきたいというふうに考えている。

佐藤 重陽 そうだね。というのは、本当に今生涯学習課の中で人を対応回しているのだと、それはちょっと聞こえいいけれども、でもある意味ではできない仕事をさせているようなことになって困るので、やはりその館、その館ごとに、またはその事業ごとに体制が果たしてこれで妥当なのか、適当なのか。そして、財政的な措置も適当なのかということもやはり見計らえなければならぬわけだから、その辺いつまでも無理をさせるというよりはその事業、その館ごとに経費的なもの、人件費も含めて出せるような、持てるような形にしておくべきだと思うので、よろしく願いいたす。

〔委員外議員〕

渡辺 昌 済みません、1つお願いする。今の文化講演事業なのだけれども、雅子皇后のお父様になるわけだけれども、この村上で講演されることになったいきさつみたいなことあったら教えてくれ。

生涯学習課長 それでは、総務課参事のほうから答弁していただく。

総務課参事 実は、こちらのほうの企画なのだが、先ほど生涯学習課長申し上げたとおり、それぞれ平井氏、それから小和田氏、村上市ということでつながりがあるということで、昨年平井李枝氏が中学校の校歌を作成しまして、何度か村上のほうに来られていた。その際に、小和田恒氏のお話をお聞きしたりして、その中で一緒の企画ができればよろしいねというようなお話も何度かいただいていた。その経緯で今回の企画になったということである。

渡辺 昌 平井氏のほうから出てきた中の話で実現したということか。

総務課参事 お話しの中でなので、一方的ということではないのだが、お互いにお話をいただいたりということの中で、今回の企画につながったということである。

木村 貞雄 教育総務費の27、28の関係なのだけれども、この中で財源の関係でお聞きするけれ

ども、国、県でも負担金になると大体その事業の直接的な名目であれただけども、補助金になるとあらゆる流用あると思うのだけれども、この中でもまず歳入との関係があるので、歳入のほうの今回新規の教育費の県補助金がある。2つに分かれているけれども、これらについては内容的にどんなふうに分けて入っているのか。この歳出のほうでは流用して使っているけれども、どこで分けているか、歳入では。

学校教育課長 10款1項3目教育振興費のほうの消耗品が10万円、そして・・・
木村 貞雄 何だって。教育総務費は、事務局費と教育振興費とあるだろう、歳出では。これある程度流用しているけれども、この12Pの歳入では、子ども・子育て支援交付金と子ども・子育て支援事業費補助金で15万円と52万円と分けられているので、その中身についてどんなふうになって入っているのかということなのだ。

学校教育課長 10款1項2目の事務局費については、特定財源のほうが30万円という形だけれども、そのほうから見ると、こちらのほうは12P・・・
木村 貞雄 それはわかる。その関係で、歳入のほうがわからなかったから、歳入で聞くと歳出が関係があるので、これどうしてもお互いに関係あるものだから。

(何事か呼ぶ者あり)

木村 貞雄 わからなければ後でいい。

学校教育課長 では、後ほど済みませんが、答えさせてくれ。済みません。

以上で質疑を終結し、賛否態度の発言なく、起立による賛否態度の取りまとめを行った結果、議第119号については、起立全員にて原案のとおり認定すべきものと態度を決定した。

分科会長（鈴木いせ子君） 暫時休憩を宣する。

(午前11時19分)

分科会長（鈴木いせ子君） 再開を宣する。

(午前11時30分)

日程第4 議第123号 平成30年度村上市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題とし、担当課長（学校教育課長 菅原 明君、生涯学習課長 板垣敏幸君）から歳入の説明を受けた後、歳入についての質疑に入り、歳入についての質疑終了後、歳出についての説明を受けた後、歳出についての質疑に入る。

歳入

第12款 分担金及び負担金

(説明)

学校教育課長 17Pと18Pのほうをお開きください。12款2項5目教育費負担金の1節教育総務費負担金である。348万8,000円のほうの収入済額だ。1つ目、理科教育センター経費負担金54万2,000円、2つ目、ことばとこころの相談室経費負担金294万6,000円、関川村と栗島浦村からの負担金のほういただいている。

生涯学習課長 同じく12款2項5目2節の社会教育費負担金、これも同様関川村、栗島浦村からの視聴覚ライブラリーと図書館ネットワーク等の経費負担分だ。以上だ。

第13款 使用料及び手数料

(説明)

- 生涯学習課長 それでは、21P、22Pをごらんください。13款1項7目3節都市計画使用料の7、都市公園施設使用料である。これは記念公園、岩船運動公園内の電柱敷地使用料である。以上だ。
- 学校教育課長 13款1項9目の教育使用料であるが、教員住宅の使用料と学校の敷地のほう、電力やNTT柱などの校地利用に係る使用料、2つ学校教育のほうではある。
- 生涯学習課長 同じく13款1項9目1節教育総務使用料の3、教育財産使用料であるが、生涯学習課所管施設内にあるNTTや東北電力などの電柱の敷地使用料だ。以上だ。
- 学校教育課長 学校の使用料であるけれども、小学校のほうの施設使用料と中学校のほうの施設使用料になる。夜間などの学校開放に係る費用になる。以上である。
- 生涯学習課長 その下である。13款1項9目3節社会教育使用料であるが、1から郷土資料館・若林家住宅入館料から13、生涯学習推進センター使用料までについては、生涯学習課所管する施設の使用料だ。その下、13款1項9目4節保健体育使用料だ。こちらについては、生涯学習課が所管する体育施設のうち、指定管理となっていない施設等の使用料である。以上だ。

第14款 国庫支出金

(説明)

- 学校教育課長 27Pと28Pのほうをお願いする。教育費国庫補助金である。14款2項6目1節教育総務費補助金のほうは、幼稚園就園奨励費補助金である。私立幼稚園の1園、補助率のほうは3分の1である。14款2項6目2節のほうの小学校費補助金である。要保護児童生徒援助費補助金のほうである。要保護児童生徒修学旅行に係る国庫補助金である。補助率のほうは2分の1だ。2つ目、特別支援教育就学奨励費補助金のほうになる。特別就学に係る国庫補助金で、補助率は2分の1になる。へき地児童援助費等補助金で、新小学校1年生のほうの進学経費に係る補助金になる。補助率のほうは3分の1になる。4番目、学校教育等設備整備費補助金のほうになる。理科、算数教材備品に係る国庫補助金のほうになる。補助率のほうは2分の1になる。5番目、学校施設環境改善交付金になる。小川小学校統合に係る校舎改造工事に係る交付金のほうになる。6番目、教育支援体制整備費補助金になる。医療的ケアを必要とする児童への看護師の配置に係る国庫補助金になる。1名分で、補助率は3分の1になる。続けて、14款2項6目3節のほうの中学校費補助金になる。1番目、要保護児童生徒援助費補助金である。要保護生徒修学旅行に係る国庫補助金である。補助率のほうは2分の1になる。特別支援教育就学奨励費補助金のほうである。こちらは、補助率のほうは2分の1になっている。3番目、へき地児童援助費等補助金であるが、1年生に係る心臓検診の補助金のほうと、神林地区の中学校統合に係るバス購入に係る補助金のほうになる。バス購入のほうの補助金は2分の1、新1年生のほうに係る経費は3分の1という形になる。4番目、学校教育等施設整備費補助金である。理科、数学のほうの教材備品購入に係る補助金である。補助率のほうは2分の1になる。以上だ。
- 生涯学習課長 その下、14款2項6目4節社会教育費補助金、1、国宝重要文化財等保存整備費補助金であるが、これは村上城跡、平林城跡、山元遺跡等の整備事業費に係る補助金及び若林家住宅整備事業に係る補助金である。以上だ。
- 学校教育課長 それでは、29Pと30Pをお願いする。14款3項4目教育費委託金の1節教育総務費

委託金である。文化庁のほうの委託事業で、運動部活動改革プラン調査委託金のほうを昨年度行った。以上である。

第15款 県支出金

(説明)

生涯学習課長 それでは、33P、34P ござんください。下のほうになるが、15款2項4目2節の林業費補助金である。8、「越後の木」普及促進事業補助金であるが、こちらについては、村上市スケートパーク建設事業に係る市産材活用の記録映像を作成した。これに伴う県からの補助金である。以上だ。

学校教育課長 では、35Pと36Pになる。15款2項7目1節のほうの教育総務費補助金である。1つ目が児童・生徒入学支度金支給事業補助金である。補助率は2分の1だ。子どもを育てる地域の連携促進事業費補助金が郷育のほうとみらい塾のほうで3分の2になる。3番目が被災児童生徒就学援助事業補助金である。補助率は、これ被災地のほうなので、係る経費の10分の10という形になる。4番目、未来への扉を開くキャリア教育推進事業補助金ということで、中学生の職場体験のほうに係る補助金だ。補助率のほうは4分の1となっている。以上である。

生涯学習課長 同じく15款2項7目2節の社会教育費補助金である。1、子どもを育てる地域の連携促進事業費補助金については、これは放課後子ども教室実施に係る補助金である。なお、収入未済額に5,000万円がのっているが、こちらについては、村上市スケートパーク建設事業の芝生広場等整備事業並びに駐車場の整備事業、こちらについて新潟県地域活性化推進事業により実施をいたしたが、工事途中で湧水等により工期が延長になって、予算繰越、事故繰越として議会の皆様にもご承認をいただいたものであるが、こちらのほうが収入未済として計上されている。なお、令和元年の6月11日にこの補正金については収納になっている。以上だ。

学校教育課長 37Pと38Pのほうお願いします。15款3項4目1節の教育総務費委託金である。新潟っ子スキー体験拡大パイロット事業委託金である。こちらは、市内の小学校2校のほうで実施している。以上である。

第16款 財産収入

(説明)

生涯学習課長 39P、40P ござんください。上段、16款2項2目1節の物品売払収入である。4の不用物品売払収入、こちらは不用物品売払収入であって、中央図書館で開催している古雑誌リサイクル市での雑誌等販売に係る収入である。以上だ。

第17款 寄附金

(説明)

生涯学習課長 それでは、中段ござんください。17款1項3目1節ふるさと納税寄附金の2、企業版ふるさと納税寄附金であるが、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業として国から認定を受けて、企業からの寄附による(仮称)村上市スケートパーク建設事業への寄附金である。こちらについては12件、800万円ということである。以上だ。

第20款 諸収入

(説明)

学校教育課長 それでは、43Pと44Pのほうをお願いする。20款4項1目の4節教育費貸付金元利収入である。奨学金のほうの貸付金収入と、同じく奨学金の貸付収入であるが、滞納繰越分のほうの収入になる。それでは、49Pと50Pのほうをお願いする。20款6項6目9節のほうの教育雑入である。1番目の私用電話使用料から次のページの12番、過年度被災児童生徒の欄のところまで学校教育課のほうになる。主なものを説明する。3番目の外国語指導助手の家賃の個人負担金のほうがあった。こちらのほうは、外国語の指導助手のアパート代の負担金になる。6番目の給食米の負担金が、こちらのほうは平成30年度のほうへこの110万532円の収入があった。8番目は、教員住宅に係る個人のほうの負担金等になる。

生涯学習課長 同じく20款6項6目9節教育雑入のうち13、自動販売機設置電気料から24、施設光熱水費負担金までについては、生涯学習課所管施設等における雑収入であるが、25のスポーツ振興くじ助成金1,600万円あるが、これはスケートパーク建設事業にかかわってt o t oの補助金ということで、こちらのほうも雑入のほうに入っている。主なものは以上である。

歳入

第12款 分担金及び負担金

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

[委員外議員]

(「なし」と呼ぶ者あり)

第13款 使用料及び手数料

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

[委員外議員]

(「なし」と呼ぶ者あり)

第14款 国庫支出金

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

[委員外議員]

木村 貞雄 29Pの教育費委託金の中のこの運動部活動の改革プランというようなことで、中身についてちょっと教えていただきたいのだが。

教育総務室長 この件については、昨年5月29日、スポーツ庁のほうから運動部活の改革についての企画提案公募があつて、村上市のほうで6月26日付で企画書を提案したところ、9月26日付で採択を受けたものである。その後、事業計画なりでちょっと期間を要したけれども、11月5日付でスポーツ庁と委託契約を結んだ。中身といたしては、今年度統合いたした神林中学校を舞台として、モデルとして、教員の多忙化による部活動の危機であるとか、また経験のない教員が部活動の顧問になったときの精神

的負担等が今指摘されている。そこで、地域の力を活用してというか、地域との融合というテーマを持って応募したところ、採択を受けたものである。昨年度については、市が事業主体になって、どういったことをしていけば今後持続可能な部活動になっていくのかということで、やっぱり地域の力、地域との協働が必要であろうということで、新神林中学校に部活動を考える地域も取りまぜ、学校、地域、保護者一体となった委員会を立ち上げて、その中で部活動について検討していく必要があるだろうということでその組織をまとめた。今年度この事業については、NPO法人希楽々のほうで採択を受けて実施というか、その委員会の運営を来週の17日、第1回目の委員会だそうだけれども、行う予定となっているものだ。以上だ。

木村 貞雄

そのことについて、今回神林中学校だけなのだけれども、ほかの学校については、どういった情報とかそういったあれはないのか、それについてのこのほかの学校についてのそういった話とか情報とかは。

教 育 長

この決算書に上がっているのは、あくまでも昨年度スポーツ庁の要請というか、それに基づいて村上市が手を挙げて、今後の地域と学校の部活動のあり方について研究していこうということで予算をいただいて研究してまいった。実際にこの研究しないと今年度新たに予算がつかないという事情もあったので、昨年度研究したのだが、今年度新たに予算がついたので、現在学校の部活動を学校だけが考えるというのではなく地域とともに考えていこうと、そういうことで今研究している。それが教員の働き方改革にもつながるのではないか。それから、多様な子どもたちの要望にも地域を挙げて応えていけるような、総合型スポーツクラブを中心とした連携の仕方、本当に最終的には学校から部活動を切り離して、もう地域が担えるような体制にまでできないかということを実在研究しているところだ。それを随時成果を各学校、地域にも広げていきたいと思っているところだ。

第15款 県支出金

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

[委員外議員]

(「なし」と呼ぶ者あり)

第16款 財産収入

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

[委員外議員]

(「なし」と呼ぶ者あり)

第17款 寄附金

(質 疑)

高田 晃

ご指名ではないのだけれども、昨日ちょっと同じ質問したのだが、このふるさと納税とそれと企業版のふるさと納税、今800万円ほど決算で出ているけれども、1つは一般のふるさと納税の場合の返礼金ある。企業版については、免税措置とかがある

と思うのだけれども、今後やっぱりこの企業版のふるさと納税も拡大、発展させていくために、何かそういった企業に対してのメリット、これを少しふやすとか、ちょっとグレードアップさせるとかいうふうな、来年に向けてだけれども、何かあるか、今年度の取り組みとしても。

生涯学習課長 企業版ふるさと納税については、これ国のほうの認定を受けて、3年間の事業ということで取り組んでいるので、今年度が最終年度ということになるので、この制度自体は継続しているのですが、新たな形での取り組み等についても、今後また検討していく必要があるかというふうに考えているし、現在の状況であるが、寄附をいただいた企業様のほうには、税制優遇が国のほうの制度としてあるが、市としては記念プレートを作成して、寄附をいただいた企業さんのほうに感謝の意を表しているというような現状である。

副市長 この件に関しては、県の市長会あるいは全国市長会でも税制改正要望の中にうたわれていて、たしか先般マスコミで税制改正要望の中に正式にのっかったというような話も聞いているので、より充実した内容で継続していくのではないかなというような、そんな観測でいる。

高田 晃 ありがとうございます。例えばこれが3年、最終年度、今副市長の話だと継続していくといった場合に、今この企業版ふるさと納税は、いろんな関係があって生涯学習課が担当しているわけだが、やっぱり一本化、一元化していったほうがいろいろな意味で同じふるさと納税あるいは片や企業版、同時に相乗効果が得られるのではないかなと。今企画財政と生涯学習と担当課分かれているものだから、その辺は副市長いかがか。

副市長 企業版については、所管する部分がたしか所管をする、いわゆるその計画を申請して、その申請が認可をされるということが前提になるので、一般的なふるさと納税との区分けがどんなふうになっているのか、そこ改めて確認をして、より効果的な方法がとれるものか、そこは研究してまいりたいというふうに思う。

高田 晃 ありがとうございます。

〔委員外議員〕

(「なし」と呼ぶ者あり)

第20款 諸収入

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

〔委員外議員〕

(「なし」と呼ぶ者あり)

分科会長(鈴木いせ子君) 暫時休憩を宣する。

(午前11時55分)

分科会長(鈴木いせ子君) 再開を宣する。

(午後0時59分)

歳出

第10款 教育費

(説明)

学校教育課長 169P、170Pをお願いします。10款1項1目教育委員会費だ。教育委員会経費については、例年と支出内容が同じとなっている、金額のほうも大体同じくらいになっている。10款1項2目事務局費、教育委員会事務局経費、これについても支出内容については例年と同じような内容になっているけれども、いつもと異なるのは、小学校及び中学校のほうの統合があった。それに係る校歌の作詞作曲、校章に係る報償費やあるいは閉校記念事業に係る補助金といった統合に係る経費が例年と比べて例年とは異なる支出のほうがあった。171P、172Pのほうをお願いします。義務教育一般経費、こちらは就学時健診に係る経費であって、就学時健診に係る経費のほうの項目については、例年と同じような内容となっている。3番目、スクールバス等運行経費、こちらのほうについては、小・中学校登下校に係るスクールバスの経費となっている。例年と異なるのは、機械器具購入費で神林地区の中学校の統合に係るバスのほう2台購入している。4番目、地域ぐるみ学校安全体制推進経費、こちらのほうも、例年と同じような内容となっていて、スクールガードリーダー、学校の登下校の見守りのほうの経費となっている。5番目、理科教育センター経費、こちらにも、支出のほうの項目については例年どおりとなっている。理科教育センターのほうの運営に係る経費ある。6番目、教育長人件費、7番目、教育委員会事務局職員人件費については、それぞれの人件費である。ページめくっていただいて、173P、174Pである。ことばとこころの相談室経費、例年と同じような支出内容となっていて、ことばとこころの相談室のほうの運営経費となっている。2番目、学力向上・学習支援経費、こちらは小・中学校のほうに非常勤講師等の配置を行ったり、あるいは英語検定の補助を行ったりしながら、子どもたちの学力向上のためのほうの経費となっている。3番目、通学安全確保対策経費、こちらについても、支出のほうの項目については例年どおりとなっている。小学校のほうに対しては防犯ブザー、中学校のほうに対しては自転車通学の生徒に対して通学用のヘルメットの購入を行ったりしている。4番目、教育支援センター経費、こちらにも、支出のほうの項目内容については例年どおりである。不登校のための適応指導教室の設置と、子どもたちの学校の支援に係る経費のほうになっている。5番目、教育振興経費、こちらについても例年と同じような形の支出内容となっているが、主なものとしては、ICT関係の事業、そして幼稚園の就園奨励費のほうの補助等となっている。ページのほうをめくっていただいて、175P、176Pになる。6番目、学校支援地域本部事業経費である。地域と学校とのほうの連携に係る部分の事業である。項目内容あるいは各中学校区で行うための経費で、各学校のほうで考えていただく事業で、支出金額についても例年と同様の金額となっている。7番目、キャリア・スタート・ウィーク事業経費、こちらのほうについては、中学校の職場体験というような形の事業であって、例年と同じような内容、事業所へ職場体験を行うような形の事業の支出となっている。8番目、新潟っ子スキー体験拡大パイロット事業経費、こちらについては、スキー場の小学校の事業に係る経費であって、歳入でもあったが、今回は小学校2校のほうで行った事業に対する経費となっている。9番目、震災児童生徒就学援助事業経費、こちらについても、例年と同様の支出内容となっていて、東日本大震災によりこちらのほうに避難してきた世帯の児童生徒への就学援助等を実施

している。10番目、人権教育推進事業経費、こちらのほうについても、例年と同じような支出内容となっていて、同和教育推進に係る研修等の経費となっている。11番目、外国語指導助手経費については、外国から来ていただいている語学指導員と日本人の外国語指導助手の関係の経費であって、中学校あるいは小学校の英語や外国語活動などのほうに行っていたりしている。ページのほうをめくっていただいて、177P、178Pである。ことばとところの相談室職員人件費については、職員の人件費である。10款1項4目教員住宅費である。教員住宅に係る経費である。山北地区にある教員住宅のほうに係る経費である。10款2項1目学校管理費だ。小学校管理経費については、小学校20校に対する施設や設備に係る経費などの支出となっている。例年と同様の内容、項目になっている。支出額についても、同様の大体同じくらいの支出額となっている。ページのほうをめくっていただいて、179P、180Pになる。2番目、小学校保健衛生経費である。小学校の児童や小学校勤務の教職員の健康診断に係る経費となっている。支出の項目や金額についても、昨年と同様の金額や項目となっている。3番目、小学校費職員人件費については、小学校に勤務する市職員のほうの人件費となっている。10款2項2目教育振興費である。1番目、小学校教材等整備経費である。小学校20校に必要な教材、図書の購入のほうを行った。項目や金額についても、昨年と大体同じくらいの金額の支出となっている。2番目、小学校就学援助経費、これについては経済的な理由によって就学困難と認められる児童の保護者に対して援助のほうを行う事業である。こちらについても、支出のほうの項目及び金額についても昨年と同じような内容のものであった。3番目、小学校特別支援教育経費、これについては特別な支援を要する子どもの教育ニーズに適切な指導、支援という形で、介助員の小学校のほうの配置を行っている。また、昨年度は小学校に1校医療的ケアの必要なお子さんがいたので、看護師の配置のほうも行っている。ページのほうをめくっていただいて、181P、182Pになる。小学校施設改修経費になる。こちらについては、各学校の工事関係のほうの測量設計や工事請負費になる。昨年度の実施した主なものとして、今工事のほうさせてもらっているけれども、西神納小学校の工事の実施設計業務のほうを行わせていただいた。また、今年度事業の実施しているが、エアコンの設置工事の実施設計のほうを行っている。また、工事請負費については、統合の関係の工事で、瀬波小学校工事と小川小学校の工事などの工事のほうを行っている。10款3項1目中学校のほうの学校管理費になる。1番目、中学校の管理経費、こちらでは中学校8校に係る施設や設備に必要な経費の項目のほうになる。内容のほうについては、例年と同じような内容となっている。支出金額についても、例年と同様の支出金額となった。2番目、中学校保健衛生経費、こちらについては、生徒や中学校に勤務する教職員の健康診断に係る経費である。例年と同じような項目、内容となっている。ページめくっていただいて、183P、184Pになる。3番目、中学校費職員人件費ということで、中学校に勤務する市の職員の人件費になる。10款3項2目教育振興費になる。1番目、中学校教材等整備経費、こちらについては、中学校8校に必要な教材、図書の購入のほうを行った。2番目、中学校就学援助経費、こちらも就学困難と認められる生徒の保護者に対して必要な経費の補助のほうを行った。項目や金額についても、昨年と同様である。3番目、中学校特別支援教育経費、こちらについては、支援等必要な生徒に対して介助員の配置のほうを行わせていただいた。内容や金額についても、昨年と同様の内容となっている。10款3項3目学校建設費である。中学校の施

設に係る実施設計や工事費のほうの請負費になる。主なものとして、設計費については小学校と同様エアコン設置の実実施設計業務のほうを行っている。工事請負費については、岩船中学校のほうでトイレの改修工事やグラウンドの舗装工事などを行っている。学校教育課のほうは以上になる。

生涯学習課長

続いて、同じく10款4項1目の1、社会教育一般経費であるが、これは社会教育委員、青少年問題協議会委員等の報償及び会の運営経費である。その下に、社会教育総務費職員人件費については、社会教育推進室等の関係職員の人件費である。ページめくっていただいて、185、186Pだ。10款4項2目社会教育振興費の1、社会教育振興経費については、社会教育指導員の人件費及び社会教育事業の関係経費である。次に、青少年健全育成団体経費については、青少年健全育成市民会議等関係団体への支援に係る経費である。3、青少年健全育成センター経費は、青少年健全育成センターの育成指導員の報酬及び事業の関係経費である。その次、4、子ども・若者育成支援推進事業経費、こちらについては、子ども・若者育成支援事業に係る経費である。5、文化芸術振興経費については、「文芸むらかみ」の発行、市展の開催、文化協会助成等に係る経費である。それから、10款4項3目公民館費の1、公民館活動経費は、公民館運営審議会委員、地区公民館長の報酬及び中央公民館の事業に係る経費である。ページをめくっていただいて、187、188P、2、放課後子ども教室経費であるが、これは放課後子ども教室の運営に係る経費である。その次、10款4項4目の1、中央図書館経費については、図書館協議会委員の報酬、図書館司書の賃金及び中央図書館の運営経費である。2、地区図書館・分室経費については、地区図書館各館の運営経費である。3、図書館ネットワーク等経費については、図書館ネットワーク、それから検索システム、移動図書館車に係る経費である。その下、4、図書館職員人件費は、図書館職員3人の人件費である。ページをめくっていただいて、189、190P、10款4項5目の1、文化財保護経費であるが、これは文化行政の事務補助員賃金及び大須戸能の薪能ほか市の文化財保存に係る経費である。2の市内遺跡埋蔵文化財発掘調査事業経費については村上城跡、平林城跡ほか市内遺跡埋蔵文化財の発掘調査等に係る経費である。ページをめくっていただいて、191、192P、3番の無形民俗文化財調査経費については、村上まつりが国指定の無形民俗文化財に指定されたことに伴って、その事業運営に係る経費を執行したものである。4番、文化財保護費職員人件費については、文化行政推進室職員の人件費である。その次、10款4項6目社会教育施設費である。1の教育情報センター経費は、教育情報センターの維持管理に係る経費である。2、視聴覚ライブラリー経費については、視聴覚ライブラリーの事務補助員の賃金及び運営に係る経費である。ページをめくっていただいて、193P、194P、3、荒川地区公民館建設事業経費については、昨年完了した荒川地区公民館建設の事業に係る経費である。4番、公民館施設管理経費については、中央図書館除く各地区公民館の維持管理に係る経費、4館の維持管理に係る経費等である。それから、5、公民館施設管理経費、通次繰越分であるが、これは荒川地区公民館建設事業に係る事業費のうち、平成29、30年度の継続費で事業費を組ませていただいたが、契約が平成30年の3月17日の議決、契約ということになったので、平成29年度実質工事がなかったので、その分を平成30年度に繰り越したものである。6の総合文化会館経費は、総合文化会館の維持管理経費である。7、縄文の里・朝日運営経費については、縄文の里朝日の指定管理料である。ページめくっていただいて、195、196Pである。8番の長津研修センタ

一経費については、朝日地区にある長津研修センターの維持管理に係る経費である。9番、野外活動施設経費については、これも朝日地区にある猿田川野営場の借地料である。10番、山北コミュニティセンター経費については、これ山北地区にある旧村上高校山北分校の施設の維持管理に係る経費である。11、生涯学習推進センター経費は、生涯学習推進センターの施設の維持管理に係る経費である。12、郷土資料館三の丸記念館運営経費から13、若林家住宅経費、14、記念公園経費、15、村上歴史文化会館経費、16、旧成田家住宅管理経費、16までの経費については、それぞれの施設の指定管理料に係る運営経費である。17、教育情報センター職員人件費は、教育情報センターに配置されている職員2人の人件費である。ページめくっていただいて、197、198Pをお願いいたします。10款5項1目保健体育総務費である。1、保健体育一般経費については、学校体育活動の支援事業、それから笹川流れマラソン大会など各種大会負担金などに係る経費である。保健体育一般経費の繰越明許分48万8,138円であるが、これは平野歩夢選手が平昌オリンピックで銀メダルを獲得して、それに伴う記念冊子を発行いたしました。この発行が4月1日ということで、年度を繰り越した部分があったので、これを印刷製本費、繰り越しをした部分の経費である。3、スポーツ団体育成経費については、総合型スポーツクラブへの事業委託料のほか、スポーツ少年団、体育協会への活動を支援するための補助金などに係る経費である。4、スポーツ推進委員活動経費については、スポーツ推進委員の報酬及び活動に係る経費である。5の保健体育総務費職員人件費は、スポーツ推進室職員の人件費である。ページめくっていただいて、199、200P、10款5項2目である。保健体育施設費だ。1の体育施設経費については、体育施設の維持管理経費及びスポーツクラブへの指定管理料等の経費である。2番の体育施設経費、繰越明許分ということであるが、これについては、スケートパークの建設事業に伴う建設地ののり面工事を平成29年度実施したわけだが、その年豪雪ということで雪が非常に多く降って、のり面工事のほうが進まなかったということで、これも議会のほうでもご議決をいただいて繰り越しをさせていただいた、そちらのほうの分の事業費である。3、（仮称）村上市スケートパーク施設建設事業経費については、スケートパークの施設建設に係る事業費である。最後、4の体育施設経費の逡次繰越分であるが、こちらのほうについては、スケートパークの施設建設事業に係る継続費のうち、工事の進捗状況によって継続費で組んでいた平成29年度分、工事の進捗状況により残った部分を平成30年度に繰り越した分がこの金額である。以上だ。

学校教育課長 10款5項3目の学校給食費だ。学校給食経費については、例年の同じような項目の内容、支出の項目の内容となっていて、市の直営部分の調理場あるいは調理の委託業務に係る業務の委託料という形の、直営部分に係る調理員のほうの賃金等の支出となっている。項目の内容等については、昨年度と比べて1施設直営から調理業務を切りかえを行った施設があって、昨年度よりも若干支出の金額のほうが多くなっている。2番目、学校給食施設経費であるが、学校給食経費の設計のほうの委託料、工事請負費になる。主なものとしては、東中学校の工事に係る管理委託業務で、工事については、同じく東中学校の調理場の改修工事のほうである。3番目は、学校給食事業に係る市の職員のほうの人件費となっている。以上である。

歳出
第10款 教育費

(質 疑)

- 高田 晃 172P、教育総務費の事務局経費になるが、この上から3番目、奨学金の返還支援補助金727万円となっているが、これは多分大学進学してUターンしてくる方への補助金だと思うのだけれども、これ実績でどのぐらいあるのか。
- 学校教育課長 平成30年度のほうの実績でちょうど100人であった。
- 高田 晃 先ごろ総合戦略の実績の関係でも出ていたのだが、おとし、平成29、30とかなりの実績出ている。当然そのUターン者を対象とした補助なのだが、うまく、その後の追跡はしていないと思うけれども、当然地元企業で活躍なさっているというふうにするけれども、例えば大学進学して、そして地元に戻ってくるというふうな、その学生の何か働きがけみたいなの、どんな方法でやっているのか。
- 学校教育課長 奨学金の制度の説明、あるいは償還金の返還についてのこの事業の返還の支援の補助金の事業のほうの内容について行っている。
- 高田 晃 わかった。
- 佐藤 重陽 では初めに、174P、ことばところの相談室経費の中で、療育指導員報酬と療育指導助手賃金というのあるけれども、これ指導員は2名、助手は1人、ちょっとその内訳あれか。
- 学校教育課長 指導員の報酬については、私ちょっと押さえていた数字は3だったのだ。3人だったのだけれども、あと療育指導助手賃金のほうについては1人という形で、ちょっと私押さえていた数字はそういう人数であった。
- 佐藤 重陽 3と1、2と1ではなくて。
- 学校教育課長 失礼した。2名、2名であった。大変失礼した。
- 佐藤 重陽 それ当然大切なことなので、今も継続しているのだと。当然継続しているけれども、大体その3人で今対処していると、こういうことだけれども、ことしも同じ体制だったと思うのだが、それに対する受け入れる子どもというのは、今どんな状況になっているか。ひとこに比べると、保育園から始まって、小学校以下から始まって、小学生も通っているの、結構な人数になっているのだという話は聞いたのだけれども、その辺今の実態がどうなっている。
- 教 育 長 今数字は持ち合わせてはいないけれども、乳幼児の相談が圧倒的に多いということから、今年度から学校教育課の所管から外して、こども課の所管に位置づけているところだ。
- 佐藤 重陽 続いて、176Pの私立幼稚園就園奨励費補助金1,659万3,000円とあるけれども、これはいいのだけれども、今度これが10月から無償化になることによって、市の負担が変わってくるのだろう。そうすると、この1,600万円全てがこれ市費ではないはずだけれども、その市の負担としては、先ほどの話でも午前中か聞いたけれども、無償化に対しての子ども1人当たりに対しての助成に対して、国が2分の1、県が4分の1、市が4分の1と、こういう割合ということであったが、そうするとこの1,659万3,000円というのは、今詳しい数字はわからないだろうけれども、かなり減額されたものが今度出てくると。ただ、ことしは9月いっぱいまでは通常の保育料支援料でやっているわけだから難しいだろうけれども、その10月以降来年度にかけては、特にかなりその金額が減額されるのか。市の負担分が小さくなるのかなというふうを考えていいわけか。
- 学校教育課長 国のほうで、決算の歳入で説明させてもらったところでは、就園奨励費の国の補助金の補助率は3分の1という形なので、3分の2が市の持ち出しという形で、平成

30年度は平成30年度なので、今年度の補正だと保育料とかに係る部分は市の持ち出しは4分の1という形なので、その部分から比べるとちょっと、試算はしていないけれども、負担のほうは恐らく減っていくのだろうという形で考えている。

佐藤 重陽 恐らくというか、かなり減るのかなという想定しているのだけれども、そうはならないわけ。そんなふうには甘くないのか。

(何事か呼ぶ者あり)

佐藤 重陽 結構だ。これは、どうせまた来年度の予算化されたところで出てくるわけなので、それは結構だ。そうしたら、ちょっと続いて私聞かせていただきたいと思うのだが、178Pになる。小学校で聞いてもいいのだよな。小学校の管理経費の中の学校評議員報酬、学校運営協議会委員報酬とある。今各小学校、中学校にその評議員だとか運営協議会委員だとかとあるようだが、これは市でこうやって報償費をつけているということは、1人当たり幾らで何名ぐらい各学校、学校の規模によっても違うのかかもしれないけれども、どれぐらいの数を任命するわけか。

学校教育課長 はっきりした人数がわかる資料ちょっと持ち合わせてはいないけれども、学校評議員のほうについては10名以内という形で、学校運営協議会の委員については15名以内という形で、それ1つの学校当たり15名以内という形である。

教 育 長 昨年度学校運営協議会立ち上げたところは、荒川中学校区の3校と、それから岩船小中一緒だったのだけれども、その合計5校分が学校運営協議会に当たる。15名以内なので、ちょっと正確な人数はわからないが、10名から15名ぐらい各校で委員となっている。それから、学校評議員のほうは、大体4人から5人各校で委員がいるので、残りの学校がその人数となっていると把握しているところだ。まだ両方の制度が立ち上がっているので、もう数年たつと学校評議員はなくなるので、運営協議会に一本化されてくる。

佐藤 重陽 180P、嘱託医師・薬剤師報酬について金額のほうは878万8,965円と大きい。薬剤師については年々業務が多くなっていると聞いている。その額のうち薬剤師報酬の割合はどのくらいか。

学校教育課長 それぞれの学校医師や薬剤師の金額というのは、ちょっと資料持ち合わせていないけれども、例えば学校医師だと内科医、歯科医師、耳鼻科の医師、眼科の医師という形があって、学校1校当たりについての年額、児童生徒1人当たりについての年額という形の計算で費用を算出しているし、学校薬剤師については、1校当たり年額幾らという形での算出のほうになっている。

佐藤 重陽 今現状そうになっているのは私も聞いたのだが、その医師のほうはよくわからないけれども、やっぱり学校薬剤師のほうについて、制度設計以来というよりも、その報酬が変わっていないということ、そしてまたその割に給食関連の仕事も薬剤師の関係の仕事にふえてきて、仕事の量がふえていると。なのに、全然その報酬に対しての反映がなされないというところに対して、薬剤師会でも問題というよりは、非常にやっぱり生活なので、自分たちの生活にかかわる仕事なわけだから、余りにもちょっと軽く見られているのかなと。やっぱりその辺は改善していく必要があるのではないかなと思うのだが、今さらだが、教育長その辺いかがだろうか。

教 育 長 学校薬剤師さんの業務の中に、共同調理場含めてそこがボランティア的になっていないかという前回来られたときのお話だったのだけれども、例えば朝日の高南調理場のように、学校敷地内にあって隣接しているところについては、一緒の金額でお仕事をしていただいている。それから、山北共同調理場のように、温出のほうに離

れてあるようなところは、もう全く別建物なので、その分については手当は上乘せしてつけさせていただいている。ということで、山北以外は全て同一の敷地内にあるということで、一緒の設計額の中で手当は払わせていただいている。

佐藤 重陽 いや、それはわかるのだけれども、結局その嘱託医師と薬剤師との関係を考えて場合には、手当てされる報酬というその算出法が全然条件が違っているわけだね。それは、職務が違うからと言えどもそれまでかもしれないけれども、いわゆる余りにも開きがあり過ぎるのでないか。要するに給食関係の仕事がふえたからということよりも、薬剤師そのものの報酬の設定の仕方がちょっとやはり改善する必要があるのではないかなということが根本にあるのだと思うのだ。だから、やっぱりその辺を少し考えていく必要があるのか。金額は大きいけれども、これ結局嘱託医師のほうに対する報酬が大きくて、バランスを考えると薬剤師はぐっと低くなっているのかなという気がするので、その辺の改善も考えてもらいたいなと、こういうことなのだ。

教 育 長 長年にわたってご要望いただいているところだが、今後なお業務に見合った適切なこの報酬なのか、検討してまいりたいと思う。

佐藤 重陽 ありがとうございます。

高田 晃 ちょっと戻って恐縮だけれども、続けてやればよかったのだけれども、174P、教育振興費の備考の4だけれども、教育支援センター経費、これ適応指導教室分の経費だよ。

教 育 長 一番上のこの指導員報酬、これは13名分で、嘱託指導主事が8名、適応指導教室の相談員5名の報酬になっている。

高田 晃 この適応指導教室、地区に5カ所それぞれある。その指導員数が5人だということだが、この適応指導教室ちょっと聞くとところによると、間違っていたら申しわけないが、在校生というのか通学生徒というのか、余りいないように聞いているけれども、5つの教室で何人ぐらい今在籍しているか。

学校教育課長 平成30年度の資料を持ってきたのだが、平成30年度のほうの資料でお答えさせていただきたいと思う。適応指導教室のほうの児童生徒数ということで、863人という数字を持ってきている。

(何事か呼ぶ者あり)

学校教育課長 延べ人数という形で863人という形で。

高田 晃 いや、延べ人数でなくて、例えば仮に朝日地区というふうに仮定した場合に、朝日地区ではその不登校になられたお子さんたちが、あそこはひまわり教室だったか、そこに何人通っているか。

教 育 長 私も、常時1人は見ているのだけれども、本当に委員おっしゃるとおり、そんなにどこの適応指導教室も多くはない。山北地区におかれてはもうゼロ名なので、今年度その適応指導教室の相談員は配置していない。教室はあるのだが、嘱託の指導主事がもし来たら兼ねるということで、各地区相当少なくなってきたのが現状だと思う。

高田 晃 私も、多分聞いていたのと同様だと思うのだけれども、教育長その原因。先回私一般質問したときも、不登校の数かなりの小中合わせているのだが、その不登校になっている児童生徒がいわゆる適応指導教室にも行かないというのは、何か考えられる理由なんかあるものか。

教 育 長 こういう適応指導教室があるよということをPRして、子どもたち、親御さんにも

伝わるようにはしているのだが、結局学校を通じて申請してこないと受け入れることのできないので、それが学校にも適応指導教室のようなものは、特に中学校においてはあるので、そこで勉強したり生活したりしているという実態もあるのだと思う。そこにも来れないとなると、この地域の5つの指導教室に来ることがあるのだが、なかなかそれも難しいというお子さんもいることは事実だと思う。民間のそういうNPO法人とかのお力もかりながら、その子に合うそういう学びの場を提供させていただいていることは本当にありがたいことだし、学校と民間が一緒になって支援していかなければならないのだと思う。

高田 晃 今教育長最後に話をした、やっぱり民間と連携という部分がこれから大事になってくるのかなというふうに思う。私の周りでもそういうお子さんがいて、やっぱりこれ失礼な言い方かもしれないが、その適応指導教室に行っても、学校と同じにおいがするというので、なかなかやっぱり行きたがらない。そうすると、勢いうちに閉じこもってひきこもりになったりというふうにだんだん、だんだんエスカレートしてくるので、社会とどこかでつながりを持たせるためにも、今民間でいろいろフリースクールとか、今度10月から、ちょっと名前忘れたけれども、学校法人の総合学園ができるというふうな話も聞いているので、やっぱりそういった部分との連携を深めて、どこかで社会復帰できるようにしてあげたいなというふうに思うので、よろしく願います。もう一点ちょっと。次のページになるけれども、このスキーマのパイロット事業、これ昨年度、平成30年度2校ということで蒲萄スキー場でやったらしいのだが、これは県のパイロット事業というのは、例えば1シーズンに何校とかあるいは何回とかいうふうな制限なんてあったのだろうか。

教 育 長 村上市において、蒲萄スキー場を使うということを前提に県のほうにこの補助対象としてスキー事業を申請して、県が認めれば市も補助しているわけだけれども、1校につき3年間だ。それが3年終わると、あと次は申し込むことができないということなので、学校の中にはこのスキーマパイロット事業は通じていないけれども、スキー授業はしているという学校もあるのではないかと思う。なお、統合した新しい新小川小学校、それからさんぼく小学校については、今年度からさらに新しい学校として新たにまた3年間始めることができるようになったので、今後神林地区の新しくできる2校、それから朝日さくら小学校等についても、随時追加してできるように県のほうに申請したいと思う。

高田 晃 そうすると、3年で終わりということで、次にいわゆるまだ手を挙げていない学校が順次手を挙げていくということだけれども、1シーズン何校なんていう制限はないのだね、そうすると。何校まで、申請すれば全ていわゆる未申請の学校は通ると。未申請の学校は通る。もうほぼ全部の学校がしたので、今金屋小学校と山辺里小学校がことし最後の年なのだ。それが終わると、あとはさっき言ったように新しい統合校としてでなければ小学校は名乗り出ることができないのだと思う。

高田 晃 ちょっと関連であれなのだが、これパイロット事業をもう終えた。3年経過したところは直営というか、それぞれ独自のスキー教室をやられていると思うのだが、全て蒲萄スキー場使っているものか。

教 育 長 使っていないところもあると思う。わかぶなのか胎内なのかわからないが、そちらのほうに行っている学校も神林地区の中にはあったと記憶している。

高田 晃 確かにゲレンデの状況からして、蒲萄よりはわかぶなをというふうを選ぶ学校もわからないでもないのだけれども、蒲萄スキー場が一時中止して再開したときに、や

はり営業的な部分は別としても地元の小学生、中学生をより多くそこでスキーを通して育成していくのだというふうな一つ大きな柱があった。当時は、すべからず蒲萄スキー場を使っていたのだが、最近どんどん、どんどんやはりほかのスキー場に流れていっているというのをちょっと聞いて危惧しているものだから、その辺については、まさかほかのスキー場へ行くなというふうなことは言えないと思う。それ学校独自の方針で、いわゆる校長の判断で場所の選定なんかはしているものか。

教育長 おっしゃるように、パイロット事業だと蒲萄スキー場と指定することができるのだが、パイロット事業を終えた後の学校に対して蒲萄スキー場に必ず行けとか、そういうことは教育委員会としてもできないので、例えば神林とか荒川地区のようところがでは滑るとなると、胎内が近いとかわかぶなが近いとかという判断もするのではないかと思う。ただ、教育委員会としては、この蒲萄スキー場の位置づけ、活性化もあるので、今後も滑ってもらえるように働きかけてまいりたいと思う。

高田 晃 ありがとうございます。

高岡 輝夫 済みません、ちょっと数字が大きいもので、1つ教えていただきたいのだけれども、174Pの教育振興経費の中で、次の176Pになるが、パソコンリース料が1億400万円と書いてあるが、これの使用方法とか台数とか、そこら前年比に比べてふえているとか、そういうのをちょっと教えたいと思うが。

学校教育課長 学校のパソコンの配置については、各学校へパソコン教室へ設置、あるいは普通教室へのタブレット型の配置という形の部分で配置を進めていて、現在平成30年度で小中合わせて1,190台の教育用パソコンの設置のほうをしている。

高岡 輝夫 ありがとうございます。

佐藤 重陽 188P、公民館費の中で運転業務委託料60万9,950円とあるのだけれども、この運転業務委託料というのは、主にどのようなときの委託になるか。

生涯学習課長 社会教育推進室長に答弁させる。

社会教育推進室長 お尋ねの運転業務委託料については、各地区公民館で主催、実施している講座事業において、各地区を回ったりする青年期教育事業、もしくは子どもたちを引率して事業実施する際の運転業務委託料が主な内容となっている。

佐藤 重陽 では、公民館事業に対するときのその移動や何かがあるときは、こういう運転とか市のマイクロなりなんなりを使うと、こういうことなのだね。私実は、この間うちの委員会、うちの長谷川代表、会派の代表から言われたのだけれども、長寿大学は今もやっているのだ。長寿大学の講座というのか、あれ。市の事業で長寿大学の講座があって、あれに皆さん参加しているのだけれども、前回といったか今回といったか忘れたけれども、山北地区の会場で行われたと。そうすると、こちらから行くときには車で自分で幾らでも行く人もいるし、長寿大学なので、車というよりはいつも自転車またはそういう乗り合いで行くだけれども、そのときにバスを運行してもらえないのだろうか。とても、せっかく長寿大学継続して行っているのだけれども、行けないのだけれども、ところがそのときにたまたまグラウンドゴルフがやっぱり山北地区であったといったか。そうしたら、グラウンドゴルフは、それは今度スポーツ関係なのだろうと思うのだけれども、それでバス輸送されて行っていた。ところが、それは主催がどこかちょっと聞かなかつたけれども、少なくとも長寿大学は生涯学習課というか公民館の事業なのに、そういうときにバス運行されないというのは、私たちとても参加したくてもできないと、こういう声があったのだが、極力そういうのは本当は対応するように、交通手段も考えるようにしているの

か。しているのだよねと言えればいいか。

社会教育推進室長 今お尋ねの件については、通常の長寿大学の講座のほかに年に1回行っている3大学交流事業というのがある。北のほうであれば村上、朝日、山北、南のほうであれば関川含めた荒川、神林と、この交流会事業のことだと思われる。こちらについては、受益者負担ということで、おのおのの大学でお金を募ってバスを借り上げて行っていただいているということになる。もう一つなのだけれども、5年ほど前から公用バスの運行についていろいろ示されていて、なかなかその長寿大学といえども市のバスの運行、無料でのバス運行では困難だと。やはり適正な受益者負担を求めるべきだという話が出されていて、年々バスの運行をちょっと減らしている状況である。かわりの補填としては、例えば村上地区であれば今まで村上で1カ所に集めていたものを地区分散開催というものを中心としての講座の展開をしていると、そういうような形をとっている。

佐藤 重陽 言われることはよくわかった。ただ、当然やはり受益者負担というのは出てきても、これはしょうがないと思うので。ただ、そういうふうに私が今回聞いた中だとああ、山北か。それ1人で、誰か個人的にバスの手配しろというのは、これまた難しいだろうし、どこかが面倒見なければいけないので、そうなればやっぱり主催者なのかななんて思って今度聞いてみようと思っていたのだけれども、わかった。その辺、そんなことも考えながら理解できたので、ありがとうございます。以上だ。

高田 晃 196P、市民の皆さんからいろいろお話を聞く中で、ちょっと2つあるのだけれども、その1つにおしゃぎり、郷土資料館だ。これ指定管理に出しているの、イヨボヤの里開発公社。わからない部分があるかもしれないけれども、お祭りのときに中に展示されている屋台を出して、終わったらもう収納するというふうな作業が毎年3日間ぐらいかけてやっているのだが、あそこの設計ミスではないのだけれども、出して、そして2階を建てる。そのときに、ちょうどやはり天候の不順な時期なので、往々にして雨が降る場合がある。その雨を避けるための仮設の屋根を毎年つくって、終わって壊してというふうな作業をしているのだそう、実際に私見たことないので。それをできてからずっとだから、何とかもう仮設のつくったり取っ払ったりというのでなくて、やはりそれをしのげるような屋根を建設したらどうかというふうな声が結構多いのだ。それを受けて、郷土資料館のほうでは数年前、6年前なのか7年前なのか、積算して実施する計画もあったそうなのだが、今その計画は多分頓挫してしまっているらしい。その辺の無駄という無駄ではないのだろうけれども、一回屋根つけてしまえば、その仮設の工事費が必要ないのになということ、屋台を出している人も、そこを建設をする作業の人もそういう意見が多いということだが、課長その辺は把握はしていたか。

生涯学習課長 実態として、今ほど委員おっしゃるとおり出すときに仮設で屋根をつけているという実態については承知をしていた。ただ、そのいきさつというか、部分については今ほど聞いた部分であって、以前そういう計画があったということは、ちょっと私も今ほど初めて聞いた部分である。なお、詳細等について承知しておれば・・・

(何事か呼ぶ者あり)

生涯学習課長 詳細については、知っている職員ちょっといないので、現状としてはその認識はしている。

高田 晃 ぜひその辺、ちょっと1回詳細を把握して、多分そこを屋根をつけるということになると、その工事費もかかると思うが、何回も言うように、そのたびに仮設をつく

って、そして3日後には壊しているというふうな作業、そして作業費、工事費、この辺を考えるともうそろっと取りつけをしたほうがいいのではないかなというふうに思うので、なおまた公社のほうと相談していただければと思う。

生涯学習課長

そうしたら、現場の管理の公社のほうも含めまして、いきさつ等々把握した中で今後についてはまた検討させていただきたいというふうに思う。

高田 晃

2点目だけれども、なかなか言いづらい話で恐縮だけれども、副市長も教育長もおられるので、ちょっとお願いのような話である。198Pに保健体育一般経費、ここでこの備考欄に講師・指導員謝礼、先ほどの説明ではいわゆる中学校の外部指導者の謝礼もここに入っているという話だが、この部分については、一般質問でも教育長になるのお願いしたりしている話だが、今34人ぐらいいるらしいのだけれども、だんだん、だんだんやはり人数がひところよりも減ってきたのではないかなとは私感じている。皆さん仕事を持って、仕事を終えて学校に出向く、あるいは土曜日、日曜日学校に行って指導するというふうな形でやっているの、100回行って2万円何がし、1回200円ぐらいにしかならないと。ガソリン代にもないということなので、ぜひその辺はこれも外部指導者の方々の大きい声がもう昔から出ているので、何とかその辺検討していただきたいなど。お金が絡む部分なので、どうしようもないときにはこれはあれだけれども、検討をする余地があるのではないかとこのように思う。もう一つ関連だが、その下の3番目、スポーツ団体育成経費、これかなりの額が出ている。その中のスポーツ少年団の活動費補助金390万円、これずっとこの四、五年これで推移してきているのだが、これも関係者から平成23年ごろだったか、市の行政改革の一環で補助金の見直しがあった。補助金の見直しの中で、運営費補助から事業費補助に変わった。あくまでも事業費の3分の1が上限だよというふうな規定が定まったのだが、このときにこのスポーツ少年団のいわゆる活動費補助もこの額に来ていたが、あれからもう10年ぐらいたって、子どもたちのいわゆる少年団活動がやっぱりふえている。大会数もふえているし、遠征もふえているし、そしてなおかつまたこれはちょっとこれとは別だけれども、そこに指導に当たっている指導者の方も、最近種目別団体でいわゆる資格制度がかなり充実してきているというか、資格を取るのにかなりの日数と費用がかかるというふうなことなど、かなりやはり事業費としてのボリュームがふえてきている。ところが、この390万円、これ頭打ちなので、1,000万円超えても1,500万円超えても390万円ということで、非常に今きゅうきゅうとした活動を強いられている。なので、この額についても、ひとつ検討していただきたいなどというふうに考えているが、いかがか。

教 育 長

私のほうから、指導員の謝礼についてまずお答えさせていただく。学校に今回3名配置した部活動指導員は、もう純粋に中学校の部活動の指導のみを行っている。土日の活動日のある日を中心なのだけれども、この生涯学習課予算の外部指導者は、部活動の時間のときも指導するし、それ以外の同じ子どもたちの指導にかかわると思われるのだけれども、部活動日でない日の指導、それにも携わることができる。実際していると思われる。そういうふうに、この指導員広範囲にわたって活動していただいている中で、本当に100日以上で2万2,000円という微々たる報酬なので、大変申しわけないというのは重々承知している。それから、スポーツ少年団の指導者に当たっても、やはりほとんどボランティア的な指導なので、そのようなことも含めてどういう、地域におけるスポーツ指導者のあり方に対するそういう謝礼というのをどうしていけばいいのかは、今後検討していかなければならないとは思

っている、部活動指導員と比較して。ということで、意見をよく聞きながら、関係団体とも相談しながら、謝礼の面については検討してまいりたいと思う。そのほかについては、生涯学習課に答弁いたさせる。

生涯学習課長 外部指導員の件については、今ほど教育長答弁したとおりであって、ほぼほぼボランティアというような形で、微々たる謝礼という形になっている。先ほど委員おっしゃるとおり、人数が少なくなってきたというふうなことに關しては、実態としてやはり指導者も高齢化というか、設立当初からずっと同じ方が指導していらっしやって、その方もかなり年配になってこられて、それで引退するというような事例が散見されるようになって、逆に新しい指導員の方がなかなか入ってくれないというような実態である。あと、もう一つお話あったその資格取得に關しては、實際資格を取らないと今度大会に出られない、審判をできないというような形にスポーツ少年団の事業自体もなってきたというふうなお話は聞いている。スポーツ少年団の方々と懇談会を年1回等々持っているが、そういう要望等も出ていて、教育委員会しても、それらについてまた調査研究をさせていただきたいというふうなことで持ち帰ってはいるので、この辺のところについては、また再度部内で調整をさせていただきたいというふうに考えているところである。

高田 晃 よろしくお願ひしたいと思うが、要するに学校部活動もあるいはスポーツ少年団も、子どもたちがスポーツを通して体力向上させる、あるいは人格の向上、人間形成をしていくということで、非常に将来を担う子どもたちの育成をして重要な部分だと思う。スポーツ少年団も、今総合型スポーツクラブとうまく融合しながら、事業の拡大とかあるいは運営の・・・

鈴木分科会長 済みません、高田委員、もうちょっと簡潔に願う。

高田 晃 しているが、総合型との連携の中で、前希楽々の理事をなさっていた副市長だが、その辺子どもたちの育成についての考え方をちょっとお願ひしたいと思うが。

副市長 子どもたちの育成については、指導くださる方々のやっぱり熱心な熱意によって支えられてきたというのが実情だし、今もそうであるわけであるけれども、ただそれに対する対価というか、そういった部分について差があるというのは、確かにやっぱり解消すべきものだろうというふうに思っている。ただしかし、それを全部補うというところには、やっぱり限られた予算の中でのことであるので、そこは指導をくださる方々、それからまたその指導を受ける子どもたちを含めた関係する方々で共通の理解を持ちながら進めていくということも大切だろうというふうに思う。なおまた、別件で国の補助をいただきながら、今その地域融合型のスポーツ指導のあり方、そういったのも検討し、また実施されていこうという状況であるので、そこらも含めながら総合的に判断をしていきたいというふうに思う。

高岡 輝夫 済みません、また金額が大きいので、教えていただきたいのだが、200Pの体育施設経費の中で、指定管理料が1億8,900万円と出ているが、これは三の丸資料館とかそういう資料館の指定管理料とはまた別な体育施設に關しての指定管理料だと思うのだが、概略教えていただきたいと思う。

生涯学習課長 こちらのほうの指定管理料については、村上市内にある5つの総合型地域スポーツクラブ、こちらのほうの指定管理料5カ所というか、5団体分の指定管理料の合計額である。

高岡 輝夫 済みません、5団体ということで、入れ物ではなくて団体に対する指定管理料ということであれば、ちょっと団体の名前を教えていただきたいのだが。

生涯学習課長 5団体というのは、先ほど言ったように総合型地域スポーツクラブであって、村上地区だとウェルネスむらかみ、それから神林地区では希楽々、朝日地区は愛ランドあさひ、荒川地区についてはサンスマイルあらかわ、それから山北地区においてはさんぽくスポーツ協会と、この5団体が各運動施設の指定管理事業者ということになっているので、各地区にある体育施設、体育館、グラウンド、野球場、その他いろいろあるが、それらの施設管理、それから施設の運營業務についてその総合型スポーツクラブに事業委託をしているということで、その経費である。

嵩岡 輝夫 わかった。ありがとうございます。

〔委員外議員〕

渡辺 昌 文化財保護についてなのだけれども、決算の附属資料見ると、村上天跡の保存活用計画を策定を行ったということであるし、村上天跡は以前より石垣の修復とか継続してやっていたし、あと平成30年度は黒門跡の発掘調査を実施しているけれども、適切な保存を行うためには、やはり常に修復とかやっていたらいけないと思うのだけれども、今後村上天跡に関して修復とか発掘作業というのは、それなりの費用がかかって継続していく状況なのだろうか。

生涯学習課長 村上天跡、それから平林城跡については、年次計画を立てて整備を行っている。それで、詳しい内容については担当、文化行政推進室長に答弁させる。

文化行政推進室長 今のご質問だけれども、村上天跡についても、文化庁また整備委員会という委員会があるのだけれども、それどちらの指導を仰ぎながら、また協議いただきながら計画的に進めていくところである。

（何事か呼ぶ者あり）

文化行政推進室長 費用も、その年度ごとによって、例えば石垣解体する年、その前の発掘する年、積む年であるので、それは年度、年度で額は変わってきているので、今ここではちょっと数字をお示しすることはできない。

渡辺 昌 もう一つ、スケートパークのネーミングライツの件なのだけれども、これ今現状の取り組み状況と、かなり重立ったところはもう既に回ってやっていると、今後可能性というか、その辺のところをどういうふうに考えているか。

生涯学習課長 ネーミングライツの件については、今議会の一般質問でもご答弁させていただいたが、現在要綱を整備していて、それらがまとまってから今後庁内内部での整合性をとった後に公募というような形で募集するというような形になろうかと思う。企業さんのほうには、いろいろと企業訪問等々企業版ふるさと納税の関係で訪問をさせていただいたときに、そういうことについてもる説明をあわせてさせていただいているが、個々具体的な企業さんに今ネーミングライツの件で当たっているというような実態はない。

以上で質疑を終結し、賛否態度の発言なく、起立による賛否態度の取りまとめを行った結果、議第123号については、起立全員にて原案のとおり認定すべきものと態度を決定した。

分科会長（鈴木いせ子君）閉会を宣する。

（午後2時18分）